一般会計等財務書類における注記

１　重要な会計方針

(1)　有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①　有形固定資産･･････････････････････････････取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア　昭和59年度以前に取得したもの･･･････････再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額１円としています。

イ　昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの････････････････取得原価

取得原価が不明なもの･･････････････････････再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額１円としています。

②　無形固定資産（該当なし）

(2)　有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①　満期保有目的有価証券（該当なし）

②　満期保有目的以外の有価証券（該当なし）

③　出資金（該当なし）

(3)　棚卸資産の評価基準及び評価方法（該当なし）

(4)　有形固定資産等の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除きます。）･････････定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物　　15年～38年

工作物　７年～30年

物品　　４年～８年

②　無形固定資産（リース資産を除きます。）（該当なし）

③　所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が１ 年以内のリース取引及びリース契約１ 件あたりのリース料総額が300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）（該当なし）

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

①　投資損失引当金（該当なし）

②　徴収不能引当金（該当なし）

③　退職手当引当金

期末自己都合要支給額から群馬県市町村総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、群馬県市町村総合事務組合における積立金額の運用益のうち吾妻東部衛生施設組合へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④　損失補償等引当金（該当なし）

⑤　賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6)　リース取引の処理方法

①　ファイナンス・リース取引

ア　所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が１年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ　ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②　オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（１年以内の定期預金）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①　物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50 万円（美術品は300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

②　資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、備品の修繕や吾妻東部衛生センターの機械の修繕などは、金額に関わらず修繕費として処理しています。

２　重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更（該当なし）

(2) 表示方法の変更（該当なし）

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更（該当なし）

３　重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃（該当なし）

(2) 組織・機構の大幅な変更（該当なし）

(3) 地方財政制度の大幅な改正（該当なし）

(4) 重大な災害等の発生（該当なし）

４　偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況（該当なし）

(2) 係争中の訴訟等（該当なし）

５　追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①　一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

②　地方自治法第235条の５に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③　利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額（該当なし）

④　繰越事業に係る将来の支出予定額（該当なし）

⑤　過年度修正等に関する事項（該当なし）

(2) 貸借対照表に係る事項

①　売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア　範囲

すべての普通財産

　　　イ　内訳（該当なし）

②　減債基金に係る積立不足額（該当なし）

③　基金借入金（繰替運用）残高（該当なし）

④　地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 　138,986,000円

⑤　地方自治法第234 条の3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

　　（該当なし）

⑥　管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない法定外公共物は次のとおりです。なお、当該資産は貸借対照表の資産に計上されません。（該当なし）

(3)　行政コスト計算書に係る事項（該当なし）

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

①　固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における基金を加えた額を計上しています。

②　余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

①　基礎的財政収支 　68,087,726円

②　既存の決算情報との関連性

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 収入（歳入） | 支出（歳出） |
| 歳入歳出決算書 | 626,164,317円 | 604,291,887円 |
| 財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額 | 0円 | 0円 |
| 繰越金に伴う差額 | 23,992,862円 | 0円 |
| 資金収支計算書 | 602,171,455円 | 604,291,887円 |

　　歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないためその分だけ相違します。

③　資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支 　　　　　　　　　 57,749,726円

投資活動収入のその他の収入　　 　 32,940,000円

減価償却費 　　　　　　　　　　 88,374,663円

賞与等引当金繰入額（増減額） 　 　△15,058円

退職手当引当金繰入額（増減額） 24,824,461円

純資産変動計算書の本年度差額 　　　　△22,494,340円

④　一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

⑤　重要な非資金取引（該当なし）